

令和6年度第2回潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

- 1 開催期日 令和6年12月19日（木）
- 2 場 所 潮来市役所 3階 第一会議室
- 3 出席委員 医療機関代表：石毛 雄幸、鈴木 潤一
被保険者代表：遠峰 政幸、茂木 春美、立原 英男、兼平 由美子
公益代表：小峰 進、平田 健三、茂木 一弘、井上 志津江
欠席委員 医療機関代表：飯島 福生、橋本 博幸
- 4 市出席者 市長 原 浩道
市民福祉部長 実川 智史
税務課 課長 橋本 太、課長補佐 宮本 光子
市民課 課長 打越 桂子、課長補佐 吉川 利夫、係長 吉川 寿、
主幹 石橋 成穂、主事補 櫻井 優香、主事補 横山 知南
かすみ保健福祉センター センター長 杉山 英之、係長 我妻 瑞恵
- 5 審議内容
 - (1) 報告1 潮来市国民健康保険の現状等について
報告2 令和7年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について
 - (2) 諮問 潮来市国民健康保険税率の見直しについて
 - (3) 認定 潮来市国民健康保険税率の見直し（案）について
 - (4) その他
- 6 開会時刻 19：00
- 7 閉会時刻 19：50

進 行 （市民課長）

ただ今から、令和6年度第2回潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。本日の出席委員は現在のところ12名中9名です。潮来市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立したことをご報告いたします。なお、飯島委員、橋本委員より欠席の報告を受けております。

開会に先立ちまして、小峰会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 （あいさつ）

進 行 続きまして、原市長よりご挨拶をお願いします。

原市長 (あいさつ)

(石毛委員 19 : 03 入場、出席委員 10 名)

進 行 続いて本日出席の職員を紹介します。

(職員、紹介)

それでは協議に移らせていただきます。

潮来市国民健康保険条例施行規則第 5 条の規定により小峰会長に議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、ご指名を受けましたので、暫時議長を務めさせていただきます。
それではまず、会議録署名人を指名いたします。
茂木春美委員 と 立原英男委員を指名いたします。
みなさんご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 ご異議ないものと認め、両委員を会議録署名人といたします。
つづきまして議題に入ります。
報告事項、(1) 報告 1「潮来市国民健康保険の現状等について」及び(2)
報告 2「令和 7 年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について」は
関連がありますので、一括して事務局より説明願います。
(事務局説明)

議 長 説明が終わりました。只今の報告について質問等があればお願いします。

鈴木委員 支払準備基金とはどういうものですか。

事務局 事業費納付金などの歳出の増加に対して、準備しておく基金になります。
保険税で賄いきれない状況の時に充当していくものとなっております。

平田委員 現状についての説明で、高齢化率で被保険者は増えているというイメージ
で思ったのだが、減っているということですか。

事務局 適用拡大により国保から社会保険に移る方が多いことと、後期高齢に達し

て国保から抜けていく方もおりますので、減少しております。

議 長 そのほか、質疑はありませんか。
ないようであれば、これで報告事項（１）及び（２）を終了します。

議 長 続きまして、諮問案件であります。
本協議会は、諮問機関として行政からの諮問に対して意見を述べることができます。回答書となる答申自体に法的な拘束力はありませんが、今後の行政運営をはかるうえでの、重要な意見となってきます。
市長より協議会に意見を求められており、次第の４にあります（１）諮問「潮来市国民健康保険税率の見直しについて」、市長、よろしくお願いいたします。

市 長 （諮問書を読み上げ 議長へ提出）

議 長 このあと市長は、公務のため、ここで退席します。

議 長 ただいま市長より諮問を受けましたので、諮問内容につきまして、これから協議に入りたいと思います。それでは議事を進めます。
５協議事項（１）認定 「潮来市国民健康保険税の見直し（案）について」、事務局より説明願います。
（事務局説明）

議 長 説明が終わりました。それでは質疑をお願いします。

石毛委員 後期高齢者支援金等分は２．８パーセントから３．０パーセントにするということですか。５０対５０というのは何ですか。

事務局 はい、応能割・応益割の比率を５０対５０に近い状態となるよう、試算した結果であります。５０パーセントを応能割で賦課し、残りの５０パーセントを応益割で賦課するものです。
応能割は所得割のことで、応益割は均等割のことでございます。

立原委員 医療給付費分は、応能割を５．７パーセントから６．３パーセント、応益割を３２，０００円から３５，０００円にするというのは、１人当たりということですか。

事務局 はい、委員のお見込のとおりです。所得割は世帯の所得にパーセントをかけますが、均等割は1人当たり32,000円から35,000円になるということです。

鈴木委員 3年で千人減っているということが気になります。その辺はどうですか。

事務局 国保を維持することで、これが一番問題となってくるのですが、保険税の県での統一化が早くなれば、この問題はなくなってくるのではないかと考えます。

兼平委員 この見直しのお知らせはどのようにするのですか。

事務局 今回の運営協議会に諮らせていただきまして、税率見直しの答申をいただきましたあと議会にかけて、令和7年度の4月から税率改正ということで、4月以降広報紙等で広報周知させていただく予定です。

立原委員 保険税が上がるのだから、市民への理解が大切です。納付書が届いてから知ったのではよくないので、早めの周知をお願いします。

事務局 繰り返しとなりますが、答申を受けて、税率改正をしまして4月以降、広報周知させていただく予定です。

兼平委員 市民は他の市の状況はわからないので、潮来市は高いのではと思われています。

事務局 広報するときには、上げなければならない説明等を加えて、ポイントとして鹿行他市の状況等を踏まえ、保険税を現状より高く設定しなければならない等、丁寧に広報してまいりたいと思います。

鈴木委員 今の件についても、保険は税ではない認識があるので、税ということでの抵抗はありますね。昔から税なんですよね。

事務局 値段は上がりますが、今の潮来市の位置をみていただきますと、市民の皆様の努力があつて国民健康保険税も安い位置にあります。介護保険料も同様で潮来市は安い位置にあります。団塊の世代の方がいて、保険税も上げなければならない状況もありますので、今後ともご協力いただいたいということが伝わるように対応させていただければと思います。

議 長 そのほか質疑はありませんか。ないようですので、審議を終了いたします。
諮問案件について、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、原案通り可決といたします。

議 長 諮問案件において、ご意見は様々あるかと思いますので、意見聴取の期間
を設けたいと思います。ご意見がありましたら、書面にて、令和7年1月
6日までに事務局までお願いいたします。
それらの意見を踏まえ、「答申書」を作成し、会長一任で市長へ答申させて
いただくということで、いかがでしょうか。
(異議なしの声あり)

議 長 ありがとうございます。なお、答申内容については、後ほど委員の皆様
にご報告させていただきます。

議 長 続きまして、6「その他」について事務局よりお願いします。
(事務局 特になし)

議 長 その他全体をとおして、何かございますか。

鈴木委員 最近感染症が多いが、何か情報はありますか。

事務局 新聞報道等にある情報のみです。

鈴木委員 鹿嶋市、神栖市等の情報はありますか。

事務局 新聞報道等にある情報のみでございます。

議 長 皆様貴重なご意見ありがとうございました。以上で終了いたします。
本日用意された案件はすべて終了いたしました。
これで議長の座を降ろさせていただきます。

進 行 会長ありがとうございました。
以上をもちまして、令和6年度第2回潮来市の国民健康保険事業の運営に
関する協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆さん本日はありがと
うございました。

令和6年12月19日

会 長 小 峰 進

会議録署名人 茂 木 春 美

会議録署名人 立 原 英 男